

市民税・県民税特別徴収の納期の特例の承認に関する申請書

◎事業所の全従業員（津島市以外の者も含む）が、10人未満の場合に限り適用されます。

(宛先) 津島市長 年 月 日	〒											特別徴収義務者 指 定 番 号	
	所在地											連絡先	課 名
名 称											氏 名		
※ 法 人 番 号													電 話

地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税特別徴収分の納期の特例についての承認を申請します。

申請前6 か月間の 給与支払 状況	支払月	支払を受けた人員		支払った金額		納期の特例適 用開始を希望 する月	年 月分から
		総人員	内臨時雇用者	総人員分	内臨時雇用者分		
	年 月分	人	人	円	円	過去1年に納 期の特例取消 の有無	有 無 (年 月)
	年 月分	人	人	円	円		
	年 月分	人	人	円	円	現に市税の滞 納又は納付・納 入遅延の有無 がある場合は その理由	有 無 (理由)
	年 月分	人	人	円	円		
	年 月分	人	人	円	円		
	年 月分	人	人	円	円		

※個人事業主の方は個人番号の記載は不要です。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数（津島市以外の者も含む）が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる納期限までに納入することになります。

○給与に係る特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで
○退職手当等に係る特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

◎10日が、土曜、日曜、祝日の場合は、金融機関の翌営業日

(4) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者（津島市以外の者も含む）が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市長に届け出なければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納や納入遅延が発生した場合、この特例の承認を取り消すことがありますので、ご注意願います。